

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年三月十八日

政令第六十八号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十条の十五第一項並びに」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加え、同条第三項中「第三十条の十五第一項及び」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加える。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤
内閣総理大臣 岸田
文雄

内閣総理大臣 岸田 文雄

		○厚生労働省令第六十八号		
		改	正	後
目次				
第一章～第四章の二の二（略）				
第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二十一第一三十条の三十三の十四）				
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三の二第二項、第三十条の十三第一項、第三十条の十八の一第一項、第三十条の十八の三第一項並びに同法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項において準用する同法第三十条の十三第四項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。				
令和四年三月三十一日				
医療法施行規則の一部を改正する省令				
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。				
改	正	後		
前				
厚生労働大臣 後藤 茂之				
（傍線部分は改正部分）				

附則

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第

法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四 （略）

（病床機能報告の方法）

病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

一・二 （略）
2・3 （略）

（病床機能報告の公表）

都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

附則

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第

法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四 （略）

（報告方法）

病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一・二 （略）
2・3 （略）

（報告の公表）

都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(外来機能報告の方法)

第三十条の三十三の十一 外来機能報告対象病院等の管理者が法第三十条の十八の二第一項の規定に基づいて行う報告及び無床診療所の管理者が法第三十条の十八の三第一項の規定に基づいて行う報告(次項において「外来機能報告」という。)は厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法

二 レセプト情報による方法

2 | 前項第一号の「[ファイル等に記録する方法]」とは、厚生労働大臣の委託を受けて外来機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者(以下この条において「受託者」という。)を経由する方法(この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。)をいう。

イ | 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ | 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

ハ | 書面を交付する方法

3 | 第一項第二号の「[レセプト情報による方法]」とは、受託者を経由する方法(この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。)をいう。

(法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療)

第三十条の三十三の十二 法第三十条の十八の二第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める外来医療は、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療その他の厚生労働大臣が定める外来医療とする。

(法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の三十三の十三 法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該外来機能報告対象病院等又は当該無床診療所による地域における外来医療(前条に規定する外来医療を除く。)の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項とする。

(外来機能報告の公表)

第三十条の三十三の十四 都道府県知事は、法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項の規定により準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第二項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第三十条の三十三の十五 (略)

(略)

第三十条の三十三の十六 (略)

(略)

4 都道府県は、法第三十条の二十三第一項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項として、医業についての労働者派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三十条の三十三の十九において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

第三十条の三十三の十七～第三十条の三十三の十九 （略）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

4 都道府県は、法第三十条の二十三第一項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項として、医業についての労働者派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三十条の三十三の十五において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

第三十条の三十三の十三～第三十条の三十三の十五 （略）

○厚生労働省告示第二百二十九号
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十一の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十日

医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療(以下「紹介受診重点外来」と総称する。)とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣 後藤 茂之

報告内容		報告単位	報告方法		
一 紹介受診重点外来の実施状況 イ 紹介受診重点外来の実施状況の概況	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の第一項に規定するレセプト情報による方法(以下「レセプト」という。)	(1) 初診の外来の実施状況 (i) 初診の外来の患者延べ数 (ii) 紹介受診重点外来の患者延べ数 ① 医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対する提供される外来医療の患者延べ数 ② 紹介患者に対して提供される外来医療の患者延べ数 ③ その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療の患者延べ数 (iii) 受診重点外来の患者延べ数の割合 (iv) 再診の外来の実施状況 (v) 再診の外来の患者延べ数 ④ 紹介受診重点外来の患者延べ数 ⑤ 他の医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者延べ数 ⑥ 紹介患者延べ数 ⑦ 紹介受診重点外来の患者延べ数 ⑧ 受診重点外来の患者延べ数の割合 (vi) 初診の外来医療であつて、医療資源を重点的に活用するものの実施状況 (vii) 外来化学療法加算を算定した件数 (viii) PET装置を用いて行う検査を算定した件数 (ix) PET装置を用いて行う検査を算定した件数 (x) SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数 (xi) 定した件数 ⑨ 高気圧酸素治療を算定した件数 ⑩ 画像等手術支援加算を算定した件数 (xi) 悪性腫瘍手術に関する項目を算定した件数	規則第三十条の三十三の第一項に規定するレセプトによる方法(以下「レセプト」という。) ただし、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。第三十一条の「法律第二百五号」という。)第三第一項の規定(病床における機能報告といふ)による報告(以下「機能報告」という。)を行う場合においては、報告を省略することができる。	(i) 外来放射線治療加算を算定した件数 (ii) CT撮影を算定した件数 (iii) MR I撮影を算定した件数 (iv) PET装置を用いて行う検査を算定した件数 (v) SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数 (vi) 高気圧酸素治療を算定した件数 (vii) 画像等手術支援加算を算定した件数 (viii) 悪性腫瘍手術に関する項目を算定した件数
二 紹介受診重点病院又は紹介受診重点診療所の実施状況 (法第三十条の十八の二第一項第二号に規定する病院又は診療所をいう。)となる意向の有無	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の第一項に規定する法(以下「法」といふ)による報告(以下「機能報告」という。)	(2) 再診の外来医療であつて、医療資源を重点的に活用するものの実施状況 (i) 外来放射線治療加算を算定した件数 (ii) CT撮影を算定した件数 (iii) MR I撮影を算定した件数 (iv) PET装置を用いて行う検査を算定した件数 (v) SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数 (vi) 高気圧酸素治療を算定した件数 (vii) 画像等手術支援加算を算定した件数 (viii) 悪性腫瘍手術に関する項目を算定した件数		
三 地域における外来医療(紹介受診重点外来を除く)の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ 紹介受診重点外来以外の外来医療及び在宅医療等の実施状況	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の第一項に規定する法(以下「法」といふ)による報告(以下「機能報告」という。)	(1) 生活習慣病管理料を算定した件数 (2) 特定疾患療養管理料を算定した件数 (3) 糖尿病合併症管理料を算定した件数 (4) 糖尿病透析予防指導管理料を算定した件数 (5) 機能強化加算を算定した件数 (6) 小児かかりつけ診療料を算定した件数 (7) 地域包括診療料を算定した件数 (8) 地域包括診療加算を算定した件数 (9) オンライン診療料を算定した件数 (10) 往診料を算定した件数 (11) 在宅患者訪問診療料(1)を算定した件数 (12) 在宅時医学総合管理料を算定した件数 (13) 診療情報提供料(1)を算定した件数 (14) 診療情報提供料(II)を算定した件数 (15) 地域連携診療計画加算を算定した件数 (16) がん治療連携計画策定料を算定した件数 (17) がん治療連携指導料を算定した件数 (18) がん患者指導管理料を算定した件数 (19) 外来緩和ケア管理料を算定した件数		
四 レセプト情報による方法 ただし、病床機能報告において報告を行つ場合においては、報告を省略することができる。	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の第一項に規定する法(以下「法」といふ)による報告(以下「機能報告」という。)			

口 救急医療の実施状況	
(1) 休日に受診した患者延べ数	
(2) 後直ちに入院となつた患者延べ数、診察	
(3) 夜間・時間外に受診した患者延べ数	
(4) 夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となつた患者延べ数	
(5) 救急車の受入件数	
ハ 紹介率及び逆紹介率	
二 外来医療等における医療従事者の配置状況	
看護師並びに外来医療を担う薬剤師、助産師、研修修了看護師、認定看護師、特定行為看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士及び管理栄養士の数	病院又は診療所
ホ 高齢等の医療機器・設備の保有状況	病院又は診療所
(1) コンピュータ断層撮影装置の数	ファイル等に記録する方
(i) 六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	ファイル等に記録する方法
(ii) 十六列以上六十四列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	ただし、病床機能報告において報告を行つ場合においては、報告を省略することができる。
(iii) 十六列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	
(iv) その他のコンピュータ断層撮影装置の数	
(2) 磁気共鳴画像診断装置の数	
(i) 画像診断装置の数	
(ii) 静磁場強度が一・五テスラ以上三テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数	
(iii) 静磁場強度が一・五テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数	
(3) 血管連続撮影装置の数	
(4) S P E C T 装置の数	
(5) P E T 装置の数	
(6) ガンマナイフの数	
(7) サイバーナイフの数	
(8) 強度交調放射線治療 (I M R T) を行うための機器の数	
(9) 遠隔操作式密封小線源治療装置の数	
(10) 内視鏡手術用支援機器の数	

○厚生労働省告示第百三十八号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、令和五年三月三十一日までに行う医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定による報告については、なお従前の例によることができる。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改

正

後

改

正

前

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号、第四十二号及び第五十四号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号及び第五十四号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号、第五十二号及び第五十四号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限る。

一〇五十二 (略)

五十三 紹介受診重点病院

五十四 紹介受診重点診療所

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限る。

一〇五十二 (略)

(新設)

第八条 規則別表第一第一の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第一号の一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う認定に係る医師又は歯科医師の専門性に関する資格（基本的な診療領域に係るものに限る。）及び同条第三号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格並びに令和三年厚生労働省告示第三百四十七号附則第二条の規定により、当分の間、なお従前の例により広告することができることとされた医師及び歯科医師の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数とする。

第八条 規則別表第一第一の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数とする。